

# 南部広域行政組合

令和6年

第3回議会（定例会）

会議録

期	日	令和6年10月30日（水）
会	期	1日間
場	所	南部総合福祉センター 1階 ホール

令和6年 第3回 南部広域行政組合議会(定例会)

招 集 年 月 日	令和6年10月30日(水)		
招 集 の 場 所	南部総合福祉センター 1階 ホール		
開会の日時・宣告	令和6年10月30日(水) 10時00分	議 長	銘苺 哲次
閉会の日時・宣告	令和6年10月30日(水) 12時21分	議 長	銘苺 哲次
会 期	1日間		
会議録署名議員	8番 新垣正春 11番 大城勇太		
会議に付した事件	別紙議事日程のとおり		
会議の経過	別紙のとおり		
<b>出席議員[18名]</b>			
1番 金城 敦	2番 長 嶺 安 浩	3番 瀬 長 宏	
4番 新垣 繁 人	5番 島 袋 裕 介	6番 銘 苺 哲 次	
7番 米 増 雄 二	8番 新 垣 正 春	11番 大 城 勇 太	
12番 喜 納 昌 盛	13番 伊 計 裕 子	14番 當 山 清 彦	
15番 宮 平 喜 文	16番 上 江 洲 智 章	17番 渡 口 良 徳	
18番 金城 盛 男	19番 新 垣 博 正	20番 上 間 堅 治	
<b>欠席議員[2名]</b>			
9番 新 垣 真 一	10番 上 原 晃		
<b>地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席した者の職・氏名</b>			
理事長 古 謝 景 春	副理事長 當 銘 真 栄	教 育 長 金 城 郡 浩	
事務局長 仲 間 智 紀	総務課長 久 志 桂 子	会 計 管 理 者 宮 里 紀 子	
糸豊環境衛生課長 喜 友 名 等	東部環境衛生課長 安 里 勉	島尻環境衛生課長 島 袋 盛 一	
新加建設準備室長 知 念 正 樹	研究所長 神 里 一 吉	研究所主任指導主事 末 吉 松 祥	
<b>職務のため議場に出席した者の職・氏名</b>			
係 長 玉 城 良 朗	係 長 新 垣 美 智 子	主 査 平 田 佐 智 子	
指導主事 勢 理 客 美 和 子	係 長 平 良 章 智	主 査 摩 文 仁 祐 樹	
主 査 上 原 敏 一	主 事 植 木 萌 瑛	係 長 崎 原 喬	
主 査 新 垣 仁 士	係 長 比 嘉 敏 之	係 長 屋 嘉 一 輝	
主 査 大 嶺 正 志	主 任 上 間 公 太		

## 議 事 日 程

### 1. 開会宣告

### 2. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 理事長あいさつ
- 日程第 4 議長諸般の報告
- 日程第 5 報告第 3号 専決処分の報告について
- 日程第 6 報告第 4号 専決処分の報告について
- 日程第 7 報告第 5号 令和5年度南部広域行政組合事業報告
- 日程第 8 議案第12号 南部広域行政組合職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第13号 南部広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 認定第 1号 令和5年度南部広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第 2号 令和5年度南部広域行政組合公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第 3号 令和5年度南部広域行政組合糸豊環境衛生事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第 4号 令和5年度南部広域行政組合東部環境衛生事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第 5号 令和5年度南部広域行政組合島尻環境衛生事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第14号 令和6年度南部広域行政組合一般会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第15号 令和6年度南部広域行政組合糸豊環境衛生事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第16号 令和6年度南部広域行政組合東部環境衛生事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第17号 令和6年度南部広域行政組合島尻環境衛生事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第18号 工事請負契約の締結について
- 日程第20 同意第 4号 南部広域行政組合教育委員会教育委員の任命について

### 3. 閉会宣告

令和6年第3回南部広域行政組合議会（定例会）  
会 議 録

（開会：10時00分）

---

◎開会の宣告

○議長（銘苅哲次）

ただいまの出席議員は18名で会議は成立いたします。  
これより令和6年第3回南部広域行政組合議会定例会を開会いたします。  
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（銘苅哲次）

日程第1、会議録署名議員の指名を行ないます。  
会議録署名議員は、会議規則第74条の規定により、議長において、8番新垣正春議員、11番大城勇太議員を指名いたします。よろしくお願ひします。

---

◎日程第2 会期の決定

○議長（銘苅哲次）

日程第2、会期の決定について議題といたします。  
お諮りいたします。  
本会の会期は、本日1日限りとしたいと思ひます。これに御異議はありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

---

◎日程第3 理事長挨拶

○議長（銘苅哲次）

日程第3、理事長あいさつ。  
古謝景春理事長、よろしくお願ひします。

○理事長（古謝景春）

皆さん、おはようございます。  
本日はお忙しい中、議会定例会に御出席いただき、誠にありがとうございます。  
全員協議会に引き続き、本会議の開会となります。  
さて、本日の議案でございますが、お手元の定例会議事日程にありますように、報告3件、条例改正2件、令和5年度決算認定5件、令和6年度補正予算4件、工事請負契約の締結1件、教育委員の任命1件となっております。  
各議案につきましては、各担当課長より説明をさせていただきますので、慎重審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願ひをいたします。  
先ほど、全員協議会において事務局長から報告があったと思ひますが、新炉建設事業におきましては、10月15日に西原町住民説明会を開催いたしました。多くの御意見や要望等がございましたが、ごみ処理施設への必要性について理解を得られたと認識しております。受入先でありませぬ西原町の皆様方には感謝を申し上げます。  
最終処分場事業につきましては、新城・具志頭地区の住民の皆様へ説明会や美らグリーン南城の視察も行い、安心安全の施設であることの説明をいたしているところであり、来月には、両字で住民説明会を開催し、候補地の決定に向けて取り組んでまいります。  
8月と先週、八重瀬町長をはじめ、新城・具志頭地区の役員・住民の皆様とともに、神奈川湯河原町にある最終処分場の視察に参りました。  
技術の進歩による焼却灰をセメントで固める工法であり、通常の水処理施設がなく、維持管理費用も抑えられ、処理した水の河川への放流も行わない画期的な施設でありました。  
視察した地域の役員からも、ぜひこの工法を採用したらどうかとの声もございました。沖縄県との調整を踏まえ、方向性を定めてまいりたいと思ひます。

議員各位におかれましても、住民の生活と暮らしを守ることから重要なごみ処理場・最終処分場の建設となりますので、今後とも御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

---

◎日程第4、議長諸般の報告

○議長（銘苅哲次）

日程第4、議長諸般の報告を行います。

南部広域行政組合教育委員会から令和5年度南部広域行政組合教育事務点検評価報告書の提出がありましたので、配付しております。後ほど御一読ください。

以上で諸般の報告を終わります。

---

◎日程第5、専決処分の報告について

○議長（銘苅哲次）

日程第5、報告第3号、専決処分の報告について議題といたします。

本件について、提案の理由を求めます。

内容の説明をお願いします。

島尻環境衛生課長

○島尻環境衛生課長（島袋盛一）

説明いたします。

報告第3号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき、これを報告する。

令和6年10月30日提出。南部広域行政組合理事長古謝景春。

専決処分書。地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年8月19日。南部広域行政組合理事長古謝景春。

専決処理事項。和解及び損害賠償の額の決定について。

事故発生日時。令和6年4月17日水曜日、午後3時30分頃。

事故発生場所。南城市玉城字前川1188番地。

事故の概要。上記日時、場所において、本組合の庁用車が伐採した木を運搬中に、伐採木が荷台で崩れ、車両より飛び出してしまい、対向車と擦れ違いざまに接触し、運転席側のドア及びバンパーの損傷を与えた。

処理方法。示談による処理。

損害賠償額。43万円。

この件につきましては、保険にて対応済みであります。

○議長（銘苅哲次）

これで報告第3号の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

質疑なしと認めます。以上で報告を終わります。

---

◎日程第6、報告第4号 専決処分の報告について

○議長（銘苅哲次）

日程第6、報告第4号、専決処分の報告について議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

内容の説明をお願いします。

島尻環境衛生課長。

○島尻環境衛生課長（島袋盛一）

報告第4号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき、これを報告する。

令和6年10月30日提出。南部広域行政組合理事長古謝景春。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年8月19日。南部広域行政組合理事長古謝景春。

専決処理事項。和解及び損害賠償の額の決定について。

事故発生日時。令和6年4月19日金曜日、午後4時2分頃。

事故発生場所。南城市玉城字奥武1046-1。

事故の概要。上記日時、場所において、粗大ごみを軽自動車で島尻環境美化センターへ持込み時に粗大ごみ処理施設内で委託職員の誘導により所定の場所に停車し、荷下ろしのために下車したところ、足元に10センチ程度の段差があり、足を踏み外し右足をひねった。

処理方法。示談による処理。

損害賠償額。8,400円。

なお、この件につきましても保険にて対応済みでございます。

以上であります。

○議長（銘苺哲次）

これで報告第4号の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

3番、瀬長宏議員。

③議員（瀬長宏）

車から降りて10センチ程度の段差で足をひねったとなると、その粗大ごみを搬入するときこういう段差があること自体がちょっと理解できないんですが。これは事故後、解消されたのか、安全対策が図られているのかどうか、これはどうなんですか。

○議長（銘苺哲次）

島尻環境衛生課長。

○島尻環境衛生課長（島袋盛一）

お答えいたします。

この粗大ごみの選別、処理する場所でございますけれども、ちょっと重機ですね、バックホーを改良したこのアームですね、アームを改良してこの粗大ごみをつかんで一定の場所に分別しながら作業をするんですけども、この重機が置かれている場所がもともとアスファルト舗装がされたところでもありますけれども、これも経年的に使用しながら、この場所がちょっと重機の乗り上げ等で少し、10センチほどの段差ができてしまっているということなんですけれども、この段差側のある箇所につきましては、その後の対策として、車両の搬入口と、この重機の作業をするところの境界をしっかりと区分けをして、今、作業をしているところでございます。

誘導に関しましても、今現在カラーコーン、ポストコーン等を立ててしっかりと区分けをしながら作業を行っているところでございます。

○議長（銘苺哲次）

他に質疑はございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苺哲次）

質疑なしと認めます。以上で報告を終わります。

---

◎日程第7、報告第5号 令和5年度南部広域行政組合事業報告について

○議長（銘苺哲次）

日程第7、報告第5号、令和5年度南部広域行政組合事業報告について議題といたします。内容の説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（久志桂子）

それでは、報告第5号を説明します。

報告第5号 令和5年度南部広域行政組合事業報告。

令和5年度南部広域行政組合事業報告を別冊のとおり報告する。

令和6年10月30日提出。南部広域行政組合理事長古謝景春。

それでは、各課の事業を抜粋して報告したいと思います。

まず、事業報告の1ページをお願いします。

1ページから2ページ、こちら議会事務局の報告です。

定例会2回、臨時会2回、計4回開催し、議案21件、同意2件、報告3件、認定5件でありました。

続きまして、理事会事務局の報告です。

3ページのほうをお願いします。

総務課のほうです。

理事会3回、幹事会2回開催しております。

広報活動として組合広報誌「広域広報なんぶ」を年2回発刊し、組合ホームページに掲載しております。

次に、4ページから6ページになりますが、新炉建設準備室の報告になります。

まず、会議について御報告します。

環境衛生関係市町村理事会協議会、環境衛生関係副市町村長会議、処分場・新炉会議を開催しております。

次に、要請行動において、南部広域行政組合ごみ処理施設整備事業への財政支援の要請、そして最終処分場美らグリーン南城の完成に伴うお礼を含めて内閣府及び防衛省を訪問しております。

そして、昨年5月の具志頭地区の断念に伴い、八重瀬町議員、港川区、八重瀬町全体及び与那原町板良敷区、当添区へごみ処理施設の現況説明等を行っております。

10月に新たな候補地として西原町から推薦があり、11月から翌年3月にかけて西原町小那覇とごみ処理施設整備事業に関する勉強会及び意見交換会を行っております。

次に、7ページから8ページは監査事務局の報告です。

例月出納検査12回、決算審査1回、定期監査1回、施設視察2回実施しました。

また、共同処理事務市町村の担当課長及び財政課長会議を開催しております。

次に、9ページから19ページにまたがりますが、教育委員会事務局の報告です。

初めに、9ページ。

教育委員会議。定例会2回、臨時会2回、計4回を開催し、報告5件、議案11件、協議1件でございました。

また、教育事務点検評価員会議を開催しております。

次に、島尻教育研究所の報告が10ページのほうになります。

研修事業の長期研修。琉球大学の教授等及び学識経験者、公認心理師、臨床心理士の専門家を指導講師に小学校教諭4名、中学校教諭1名の長期研修を実施し、島尻地区の教育リーダーの育成に努めました。

続きまして、11ページから12ページになりますが、研修事業の短期研修。

校内及び園内研修支援事業。市町村教育委員会連携講座（幼児教育）を実施し、教育研修を支援しました。特に幼児教育に関する研修会には多数参加し、幼児教育の理論と実践の理解を深めることができました。

続きまして、12ページの下段の教育講演会。

島尻地区教職員を対象に県外から著名な講師を招聘し、「未来の教室のこれから」という演題で講演会を開催し、述べ310名が参加しました。これからの学校教育の在り方や教育DXについて教職員の資質向上を図ることができました。

続きまして、14ページの上のほう、上段ですね。

教育先進地域等視察研修。ICT・個別最適化な学び、幼小中一貫教育先進校視察について、京都府の小学校と広島県の幼小中一貫校へ指導主事で視察を行い、今後ICTを活用した個別最適化な学びに向けた指導力向上に生かせるよう推進していきたいと考えております。

続きまして、14ページの下のほうですね。

教育相談事業。14から15ページにまたがります。

適応指導教室しのめ教室の利用状況は、小学校6名、中学校4名、計10名の不登校児童生徒の入室があり、このうち2名の生徒が学校に復帰をしております。

さらに、中学3年生への進路指導にも力を入れ、外部人材による講話、通信制高校視察など、生徒の自立に向かう意欲につなげるキャリア教育を展開し、中学3年生3名は高等学校へ進学し

ております。

また、島尻地区内の適応指導教室と連携し、合同体験学習や担当者連絡会、教室運営等の情報共有に努めるなど、不登校児童生徒への支援体制強化を図ることができました。

次に、令和5年度視聴覚ライブラリー事業になります。

18ページのほうをお願いします。

まず、プラネタリウム出張上映会。こちらは南城市、与那原町、南風原町で開催し、449名が視聴しております。

次に、視聴覚メディア講習会。こちらは豊見城市、糸満市、八重瀬町で開催し、27名が参加しました。

次に、離島親子映写会。こちらは渡嘉敷村、座間味村、南大東村、渡名喜村、粟国村で開催し、358名が視聴しました。

また、視聴覚機材・教材の整備については、熱中症応急処置のDVDを4本購入しております。

貸出し、搬送・回収サービスは、月、水、金の140日運行を行いました。遠方の団体や日中多忙である幼小中学校、保育所、学童、福祉施設、市町村自治会等、社会教育団体の負担軽減につながっており、より多くの団体が利用できるよう、今後も継続していきたいと思っております。

次に、19ページのほうをお願いします。

左上の表の市町村別利用状況を御覧ください。

糸満市のほうで110件、豊見城市146件、南城市206件、八重瀬町247件、与那原町50件、南風原町149件、離島の5村で8件、その他1件、合計917件。前年度比較では2.3%の増となります。全体では大きな増ではありませんが、自治会のほうで38%の増、学童で10%の増となっており、地域行事等で視聴覚機器の効果的な活用の定着につながっているものと考えております。

また、各自治会にパンフレット等を配付しており、今後も広報活動を行い、利用率の向上に努めていきたいと思っております。

次に、20ページから25ページ。こちら、糸豊環境衛生課の報告になります。

まず、20ページのほうです。

会議のほうでは糸豊環境衛生会議を1回開催しました。

施設見学等では主に小学校の社会見学等が21件ありました。

次に、21ページから22ページ。こちら、糸豊環境美化センターのごみ処理実績になります。

21ページの一番上の表、市町村別、種類別ごみ量の表を御覧ください。

令和5年度、2市の合計で3万6,796トン690キロ。前年度との比較で増減量8トン20キログラムの減。増減率では0.02%の減でありました。

次に、22ページから23ページのほうに糸豊環境美化センターの法定試験結果を載せております。

1番に令和5年度ごみ質試験成績結果。

2、令和5年度ごみ焼却炉排ガス計量測定結果。

3、令和5年度ダイオキシン類測定結果になります。

全ての項目において基準値以下となっております。

次に、24ページ。こちら、岡波苑のし尿・浄化槽汚泥処理実績になります。

一番上の表ですね。市町村別、種類別し尿・浄化槽汚泥量の表を御覧ください。

令和5年度の2市の合計で1万4,625.6キログラム。前年度との比較で増減量410.6キログラムの増。増減率では2.9%の増でありました。

次に、25ページですね。岡波苑の試験結果になります。

1、令和5年度放流水質試験。

2、令和5年度脱水汚泥溶出試験。

3、令和5年度臭気指数測定になります。

全ての項目において基準値以下となっております。

次に、26ページから31ページ。東部環境衛生課の報告です。

26ページ、会議のほうでは東部環境衛生会議、また東部環境衛生関係副市町長会議等を開催しました。

施設見学等では、主に小学校の社会見学等17件ございました。

次に、27から28ページ。東部環境美化センターのごみ処理実績になります。



27 ページの一番上の表です。市町村別、種類別ごみ量の表を御覧ください。

令和5年度の4市町の合計で3万2,731トン370キログラム。前年度比の比較で増減量541トン980キログラムの減。増減率1.6%の減でございました。

そして、28ページから29ページに東部環境美化センター法定試験結果を掲載してます。

まず1番、令和5年度ごみ質試験成績結果。

2、令和5年度ごみ焼却炉排ガス計量結果。

3、令和5年度焼却残渣試験結果。

4、令和5年度ダイオキシン類測定結果になります。

こちらも全ての項目において基準値以下となっております。

次に、30ページ。汚泥再生処理センターのし尿・浄化槽汚泥処理実績です。

1番上の表になります。

市町村別、種類別し尿・浄化槽汚泥量の表を御覧ください。

令和5年度、5町村の合計で1万9,384トン460キログラム。前年度との比較で増減量242トン870キログラムの増。増減率1.3%の増であります。

続きまして、31ページ。汚泥再生処理センターの試験結果です。

1番、令和5年度放流水質試験。

2、令和5年度脱水汚泥含水率。

こちらも全ての項目において基準値以下となっております。

最後ですね、32ページから38ページ。こちら、島尻環境衛生課の報告になります。

まず、32ページから33ページにあります会議のほうでは、隣接自治会区長さんとの年間報告会議、隣接自治会処理方式変更説明会、一般廃棄物対策連絡協議会等を開催しました。

また、施設見学や現場視察が22件ございました。

そして、33ページですね。33ページのほうに表敬の構成表になりますが、沖縄防衛局長表敬、防衛省及び内閣府表敬、防衛大臣表敬を行っております。

続きまして、34から35ページ。

島尻環境美化センターのごみ処理実績になります。

一番上の表ですね。市町村別、種類別ごみ量の表を御覧ください。

令和5年度、2市町の合計で2,747トン830キログラム。前年度との比較で増減量116トン940キログラムの減。増減率4.1%の減でございました。

続きまして、36ページ。こちら、清澄苑のし尿・浄化槽汚泥処理実績になります。

こちらも一番上の表の市町村別、種類別し尿・浄化槽汚泥量の表を御覧ください。

令和5年度、2市町の合計で1万4,739トン20キログラム。前年度との比較で増減量208トン20キログラムの増。増減率1.4%の増でありました。

次に、37ページのほうが清澄苑の試験結果になります。

令和5年度放流水質試験、令和5年度脱水汚泥含有試験、令和5年度悪臭分析、こちらのほうは全ての項目において基準値以下となっております。

続きまして、38ページ。

美らグリーン南城の埋立実績です。

一番上の表ですね。種類別埋立量の表を御覧ください。

令和5年度、糸豊、東部、島尻環境美化センターからの合計で5,640トン450キログラム。前年度との比較で、増減量162トン460キログラムの減。増減率2.8%の減でございました。

次に、2番目の最終処分場埋立状況の表を御覧ください。

埋立容量9万4,145立米、令和4年度末埋立量2万7,060.91立米、令和5年度埋立量5,674.92立米、残余量6万1,409.17立米となっております。また、埋立率は34.77%になります。

その下のほうですね。美らグリーン南城試験結果になります。

令和5年度の最終処分場周辺地下水質試験。

こちらのほうも全ての項目において基準値以下となっております。

以上で事業報告を終わります。

#### ○議長（銘苅哲次）

これで報告第5号の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(銘苅哲次)

質疑なしと認めます。

以上で報告を終わります。

---

◎日程第8、議案第12号 上程、質疑、討論、採決

○議長(銘苅哲次)

日程第8、議案第12号、南部広域行政組合職員定数条例の一部を改正する条例について議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(久志桂子)

それでは、議案第12号を御説明します。

議案第12号、南部広域行政組合職員定数条例の一部を改正する条例について。

南部広域行政組合職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和6年10月30日提出。南部広域行政組合理事長古謝景春。

提案理由。現在、定数条例の上限28名の職員で業務を行っている。今後は、ごみ処理施設建設・最終処分場建設事業及びし尿処理事業広域化・共同化事業の進捗に伴い、業務が増加することから、廃棄物に精通した技術を持つ職員を配置していきたい。これらの状況を踏まえ、柔軟な人事配置ができるように定数を2名増員したい。

また、休職中の職員及び育児休業中の職員を定数外とする規定を定めたいため、条例を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由であります。

それでは、3ページの新旧対照表で御説明いたします。

こちらの第2条のほうは、職員の定数の規定がされております。その第2号のほうに、その他職員25人を27人に改めたいと思います。事務局長1人と指導主事2人を加えると、全体では28人から30人に改めたいと思います。

それでは、本日配付してあります資料ですね、右側のほうに議案第12号資料というA3のほうでちょっと御説明をしたいと思います。今日、机のほうに配付している資料になります。

皆さん、大丈夫でしょうか。

工程表のほうですね。A3の右側のほうに議案第12号の資料と書かれています。

こちらは先ほど全協のほうで行ったシート、建設計画及び最終処分場建設計画、それと、あと、し尿処理の広域化に関する計画、合体させた形の資料になっております。ちょっとこの資料を見ながら御説明をしたいと思います。

まず、工程表のほうを御覧ください。

令和7年度から11年度にかけて新炉建設及び最終処分場建設に関して、環境影響評価、また、基本計画、基本設計、用地交渉、用地契約、また、地域振興策、これは検討、合意、実施のほうになりますが、この業務を予定しており、廃棄物に精通した技術を持つ職員を配置していきたいと考えております。

また、下のほうの欄になるんですが、老朽化したし尿処理施設の岡波苑及び清澄苑の3市1町、糸満市、豊見城市、南城市、八重瀬町で広域化によるし尿処理共同化・広域化事業を推進しています。

現在、糸満市の浄化センターに受入れが可能かどうか、し尿・浄化槽等汚泥受入構想策定業務を発注し、糸満市と調整しているところであります。

今後、9年度から常勤職員をこちらのほうには配置していきたいと考えております。

これらの状況を踏まえた上で、柔軟な人事配置ができるように定数を2名増員し、上限を30名にしたいと思います。なお、30名というのはあくまでも上限になりますので、事業の進捗状況に応じて適正な人数で人事配置を行っていききたいと思います。

次に行きます。新旧対照表のほうにお戻りください。

3ページの新旧対照表の第4条に定数外の職員として、休職中及び育児休業中の職員を定数外

とする規定を新たに制定したいと思えます。

第1号のほうで、地方公務員法第28条第2項に規定する心身の故障のため、長期の休養を要する場合等で休職している職員となります。

第2号が、南部広域行政組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例第1条の2に規定をする職員が水難、火災、その他の災害により生死不明、または所在不明になった場合で休職している職員となります。

第3号のほうで、育児休業をしている職員となります。

そして、第2項のほうで復職または帰還することにより、第2条に掲げる定数を超える場合は、2年を超えない期間に限り、定数外とすることができる規定となっております。

現在、休職者、育休者はありませんが、休職者等が出てきた場合ですね、常勤職員を配置できるように、休職者等を定数外とする規定を制定したいと思えます。

今回新たに制定する定数外の職員の規定につきましては、構成市町村の現況を踏まえ改定しております。

この条例は令和7年4月1日から施行します。

以上です。

○議長（銘苅哲次）

これで議案第12号の説明を終わります。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

討論なしと認めます。

これより、議案第12号、南部広域行政組合職員定数条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第9、議案第13号 上程、質疑、討論、採決

○議長（銘苅哲次）

日程第9、議案第13号、南部広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（久志桂子）

それでは、議案第13号を御説明します。

議案第13号、南部広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

南部広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和6年10月30日提出。南部広域行政組合理事長古謝景春。

提案理由。

構成市町村の現況を踏まえ、特定職員（管理職員）の昇給に関する基準を見直すことに伴い、条例を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

それでは、3ページの新旧対照表のほうで御説明します。

第5条のほうは、初任給、昇格及び昇級等の基準が規定されており、第4項及び第5項の括弧

書きで職務の級が5級以上とあるのを行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が6級以上に改めたいと思います。

それでは、こちらのほうも本日机のほうに置いてありますA3サイズ、大きいサイズの右上のほうに議案第13号資料があります。

こちらの資料になります。これでちょっと御説明をしたいと思います。

まず、右側の表、こちらが行政職給料表となっております。

横の欄ですね、1級から7級までありますが、ここが職務の級で縦の欄が号給です。昇級で上がっていく号給の数が縦の欄になります。

そして、左下の表が行政職給料表級別職務分類表。

こちらのほうが横の欄の1級から7級のそれぞれの職務の職名ですね。

1級のほうが定型的な業務を行う主事の職務、そこから主任、係長、課長といって7級のほうで事務局長、教育次長と分類されている表になります。

現在ですね、毎年1月1日の昇級日前、1年間の期間の全部を良好な成績で勤務した職員で、一般職員の昇級の基準、標準になる号給の数なんですが、こちら4号給になります。

管理職に分類される職員の級が5級以上である者は3号給と規定されております。

そうするとですね、管理職へ早く昇任したのに職務の級が5級になり、毎年3号給の昇級となると、後から管理職へ昇任した職員より給料月額が低くなる逆転現象が起き、職員にとって不利益となる場合が出てきます。

また、左下の級別職務分類表のほうにおいては、課長または室長の職務は5級と6級に分類されておりますが、5級のほうには、一般職である課長補佐、また主幹のほうも分類されております。

そういった理由から、構成市町村の状況も踏まえた上で、職員の昇級に関する基準に関して、職務の級が5級以上である者を6級以上から3号給を基準とするということで見直しを行いたいと思います。

この条例は、公布の日から施行したいと思います。

以上です。

○議長（銘苅哲次）

これで議案第13号の説明を終わります。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

討論なしと認めます。

これより、議案第13号、南部広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第10、認定第1号 上程、質疑、討論、採決

○議長（銘苅哲次）

日程第10、認定第1号、令和5年度南部広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

会計課長。

○会計課長（宮里紀子）

認定第1号、令和5年度南部広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について。

令和5年度南部広域行政組合一般会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を添えて認定に付する。

令和6年10月30日提出。南部広域行政組合理事長古謝景春。

提案理由。

地方自治法第233条第3項の規定に基づき本案を提案する。

資料でございますが、添付書類の令和5年度南部広域行政組合決算審査意見、そして資料1、令和5年度南部広域行政組合会計別決算総括表。

2ページに令和5年度南部広域行政組合会計別負担金実績表でございます。

次の資料2、令和5年度一般会計決算概要で御説明いたします。

資料2のほうを御覧ください。

実質収支について。

歳入総額7億9,866万438円、歳出総額7億2,803万9,141円、歳入歳出差引額7,062万1,297円、翌年度へ繰り越すべき財源5,450万4,500円、実質収支額1,611万6,797円となっており、全額を令和6年度へ繰越処理いたしました。

歳入について御説明いたします。

1款、分担金及び負担金、収入済額5億6,665万6,000円、比較0。

4款、繰入金、収入済額3,117万、比較583万6,000円の減。

5款、繰越金、収入済額2億56万9,196円、比較3,804円の減。

6款、諸収入、収入済額26万5,242円、比較20万4,242円の増。

収入合計、予算現額8億429万6,000円、収入済額7億9,866万438円、比較563万5,562円の減。

歳出について御説明いたします。

1款、議会費、支出済額144万5,504円、比較19万3,496円。

2款、総務費、支出済額1億8,377万7,155円、比較100万3,845円。

3款、衛生費、支出済額3億7,170万7,445円、比較6,744万555円。

4款、教育費、支出済額4,012万2,754円、比較199万8,246円。

5款、公債費、支出済額1億3,098万6,283円、比較1万5,717円。

6款、予備費、支出済額はございません。

歳出合計、予算現額8億429万6,000円、支出済額7億2,803万9,141円、比較7,625万6,859円となっております。

歳出の比較にかかる主な理由につきましては、備考欄を御確認ください。

次の2ページに令和5年度一般会計事業別実質収支額、3ページに令和5年度一般会計事業別歳入決算、4ページに令和5年度一般会計事業別歳出決算、5ページに令和5年度一般会計事業別負担金実績表（総括）、6ページに令和5年度一般会計事業別基金現在高を添付しております。

以上でございます。

○議長（銘苅哲次）

これで認定第1号の説明を終わります。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

3番瀬長宏議員。

③議員（瀬長宏）

決算書の8ページに4目一般管理費の中での3節の職員手当なんですけど、この説明の備考のところの総合事務組合負担金。これは当初、419万だったのを最終補正で38万減額補正をして381万になっているんですけど、これ、職員の退職手当とか、あるいは公務災害、損害補償とか、そういうのを総合事務組合で対応するという意味になっているんですけど、ここは一定人件費を負担金として出していることを考えた場合には、これまで臨時職員になった皆さんが会計年度任用職員ということで法的に言うと公務員扱い、一般職の地方公務員法が適用される公務員扱いになってくるので、そしたら公務災害などの非常勤職員の対応など必要なくなってくる部分がこれまでと変わってきてるので、自前でこういう支出を検討したことがあるのかどうか。

あと、10 ページに2項1目、監査のことがあるんですが、これも監査委員を議員から選出することをやめるべきじゃないかということで提案してきているのですが、法的根拠がなくなりましたので、条例を改正すればそういう会計の知識を持った税理士とか、言わば弁護士とか、そういう専門の方に監査をしてもらうことが今できるようになってますので、そこはどう議論されたのか。

あと16 ページで、この16 ページには13 節、15 節が決算であるんですけど、これ当初ではなかった節で、補正もなくして流用して3万6,000 円余り、あるいは原材料費。これ、13 節も15 節もどんな支出の内容だったのでしょうか。

3 点伺います。

○総務課長（久志桂子）

ちょっと今、休憩をお願いしてもいいですか。

○議長（銘苅哲次）

休憩します。

（休憩：11 時 56 分）

（再開：10 時 58 分）

○議長（銘苅哲次）

再開します。

総務課長。

○総務課長（久志桂子）

まず、最初の総合事務組合のほうを抜けたらどうかというお話なんですけども、それを検討したことは一度もないです。

職員の退職金、これは、うちのほうは組合職員だけの退職金になるんですけども、総合事務組合自体の負担金は多くなりますので、それをちょっと運用していただいて、あちらでお願いしている形ですので、こちらのほうで独自でというのは検討したことはないです。

あと、監査委員の識見者の方お二人がいいんじゃないかということでございますが、以前もお答えしたんですけども、うちのほうでこれを改正するとすると規約の変更になります。組合の議会だけで改正はできない。構成市町村全ての議会での議決が必要になりますので、ちょっとあれからほかの市町村まだ調べてはいないんですけども、ほかの市町村も識見と議選の監査委員が多いかなと思っていますので、今は検討を行っている状況でございます。

以上です。

○議長（銘苅哲次）

島尻環境衛生課長。

○島尻環境衛生課長（島袋盛一）

お答えいたします。

御質問がございました13 節の使用料についてでありますけども、10 節需用費のほうから予算流用、3万6,000 円計上しております。

この内容につきましてはですね、AEDですね。最終処分場、この美らグリーン南城のAEDの設置に伴う使用料、レンタルというふうになりますので、使用料として流用させていただいております。

あと、15 節の原材料費ですけども、これにつきましてはアスファルトの路面の補修料です。簡易的なものでございますけども、路面の補修代として流用して執行しているところでございます。

以上であります。

○議長（銘苅哲次）

3 番瀬長宏議員。

③議員（瀬長宏）

2 点については了解なんですけども、監査委員についてはこんな規約変えなければできないのがあって、豊見城はいち早く法律が改正されて、すぐ条例を改正して、そういう専門職の方を監査委員に当てて、今、本当に詳しくチェックを受けて監査審査の意見というところでは議会でも分かりやすいような、こういう指摘をしてきたというのが出てくるので、そういう意味で言うと、規約改正してそういう専門の方に監査をしてもらう、そういうふうに議論をすべきじゃないでしょうか。

○議長（銘苅哲次）

総務課長。

○総務課長（久志桂子）

分かりました。

ほかの市町村の状況をまたもう一度調べてですね、また理事会のほうへ上げてちょっと検討していきたいと思います。

○議長（銘苅哲次）

理事長。

○理事長（古謝景春）

私も財政課長を務めたことがございますので、税理士の専門的なものがどうあるべきかというのはなかなか理解し難いのですが。

また、私も昨日、鳥尻消防の監査委員のいわゆる消防庁の経験者、会計を見た方から税理士と交替して職員OBにそれを担うということをやった。昨日のものであれですけどそれがどうなったということも含めてですね、今後検討をしてみたいと思います。

○議長（銘苅哲次）

ほか、質疑はございませんか。

4番新垣繁人議員。

④議員（新垣繁人）

認定1号資料の20ページですか。この中にあります、適応指導教室なんですけれども、先ほども事業報告5号にもあったように、主に、例えば八重瀬町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村の小中学生が主に対象になってくるかと思うんですけれども、この不登校の子たちを、このしのめ教室のほうでいろいろと授業を受けて、復帰なり、そしてまた高校卒業も3名中3名合格って先ほど報告もありました。

復帰もあったというところで、ここ案外、実は議員の皆さんも本当は注目してほしいところなんですけれども、実際ですね、この心因的要因として、今登校できない子たちっていうのが令和5年度でどういう状況で心因的要因を抱えているのかっていうのがまず1点。

実際、報告書を見ますと、小学校が令和5年度は6名が対象。中学校は最終的に4名ですか。

だけれども、実際不登校となっている子たちはどれぐらいいて、本来ここに行くべき子たちがどれだけこの教室に来られていないのかっていうのが2点。

実際、その教室に対する、今、職員が、令和5年度の予算としてちょっとどこで見えてくるのかっていうのと、あと臨床心理士もこの20ページのほうで会計年度職員に当たるのかっていうのも1点。

あと、実際の令和5年度としての入室判定会議も合計3回ぐらいやられてるんですけども、令和5年度としてこの入室判定会議をどのような感じでやっているのかが1点。

実際、その入室回数ですか、臨床心理士さんの。約月2回なんですけれども、この月2回っていうのは令和5年度として妥当なのか、もしくは予算的な問題なのかというのが1点。

あと、負担金のほうで、いきいき自然体験キャンプということで負担金出されているんですけども、令和5年度ですね。約1万4,000円ですか。

その内容と実績等があれば教えていただきたいのが1点。

あとですね、児童デイサービスを通ってる子供たちもいるかと思うんですよ。

例えば、気になる子とかですね、発達障害ですとか。そういった児童デイへ通っている子供たちが、例えば保育所など、訪問先支援事業があると思うんですね。小学校、中学校、高校を対象に。

これ何かというと、児童デイの職員が実際学校なり、そういったところに直接来ていただいてこの子の支援という試みをする。

そういった連携もされているのかというのが1点。

以上です。

○議長（銘苅哲次）

総務課長。

○総務課長（久志桂子）

まず、職員は長期研究っていうことで現役の先生がお一人います。

うちの予算に係るのは指導員の先生1名ですね。この令和5年度は1名分の予算となっております。

④議員（新垣繁人）

臨床心理士さんはそれになるの。

○議長（銘苅哲次）

研究所主任指導主事。

○島尻教育研究所主任指導主事（末吉松祥）

すみません、もう一度確認ですが、臨床心理士さんの回数ですか。

④議員（新垣繁人）

臨床心理士さんの予算がまず20ページの中に入っているのか。

○議長（銘苅哲次）

総務課長。

○総務課長（久志桂子）

臨床心理士さんの謝礼金ということですね、7節報償費のしのめ教室教育者謝礼金の中に入っております。

○議長（銘苅哲次）

4番新垣繁人議員。

④議員（新垣繁人）

あとは、この臨床心理士さんが令和5年度としての来室回数が先ほど報告であったんですけども、月2回約平均ですね。

それは本来だったらもっと必要なのか、予算的な問題なのか。

あと、この臨床心理士さんのほうが入室判定会議というところを、令和5年度で言えば7月に1回、12月に1回、2月に1回の合計3回やられてるんですけども、どういった会議をされてるのか。

その回数としても、本当は予算的にもっと本当は増額すればもっとやらなきゃいけない部分なのか。そこら辺の状況を教えてもらっていいですか。

○議長（銘苅哲次）

研究所主任指導主事。

○島尻教育研究所主任指導主事（末吉松祥）

御質問にお答えします。

判定会議につきましては、こちらの入室の人数、約10名程度としております。ですので、それ以上入室をすることはないという御理解をしていただきたいと思います。

その中で、10名程度ですので、判定会議自体は今の回数で賄うことが可能になっています。

④議員（新垣繁人）

判定会議でどういった、何の判定したかがちょっと分かんないんだよね。

○島尻教育研究所主任指導主事（末吉松祥）

なるほどですね。

判定会議の内容としましては、まず、体験入室をこちらで1か月程度行っております。

この体験を終えて、この子がこちらに入室する意思があるのか、または保護者の送迎が可能なのか。いろいろこういったのを加味した上で判定をしております。

○議長（銘苅哲次）

ほか、質疑はございますか。

4番新垣繁人議員。

④議員（新垣繁人）

すみません、ちょっと休憩をお願いします。

○議長（銘苅哲次）

休憩します。

（休憩：11時10分）

（再開：11時12分）

○議長（銘苅哲次）

再開します。



研究所主任指導主事。

○島尻教育研究所主任指導主事（末吉松祥）

お答えします。

まず、いきいきキャンプについてですが、こちらは県の適応指導教室、名前は変わっておりますが、そちらが主催をして行っているキャンプに参加をしている状況であります。そちらには昨年度は生徒4名で、指導員が2人と指導主事が1人参加をしております。その予算になっております。

あともう一点、こちらに来る、しののめ教室に来る前に、実はこちらに入るためには学校のほうで対応をしていただいて、学校にも来れない子供たちがこちらのしののめ教室に来てるっていうことになります。

ですので、必ず学校とは連携をしておりますので、実は学校のほうでもこういった中学校区のほうで教室がございます。

そちらにも行けないお子さん、心因的な部分ですね。今、来てるお子さんで一番多いのはやはり友達の目が気になるとか、やっぱり周りでは何か言われてるような気がするとか、そういったことがございまして、やっぱり集団の中に入っていけないというのが現状ではあります。

④議員（新垣繁人）

休憩をお願いします。

○議長（銘苅哲次）

休憩します。

（休憩：11時14分）

（再開：11時15分）

○議長（銘苅哲次）

再開します。

研究所主任指導主事。

○島尻教育研究所主任指導主事（末吉松祥）

私たちのしののめ教室におかれましては、市以外の町村の子供たちが対象になっておりますので、それぞれ市のほうでもそれぞれ教室がございますので、状況が違います。

先ほど言った訪問支援っていうのは、恐らく学校への訪問支援だと思いますので、こちらに来るといことはございません。

○議長（銘苅哲次）

ほか、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

討論なしと認めます。

これより、認定第1号、令和5年度南部広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決定されました。

---

◎日程第11、認定第2号 上程、質疑、討論、採決

○議長（銘苅哲次）

日程第11、認定第2号、令和5年度南部広域行政組合公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

島尻環境衛生課長。

○島尻環境衛生課長（島袋盛一）

御説明いたします。

認定第2号、令和5年度南部広域行政組合公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

令和5年度南部広域行政組合公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を添えて認定に付する。

令和6年10月30日提出。南部広域行政組合理事長古謝景春。

提案理由。地方自治法第233条第3項の規定に基づき本案を提案する。

次のページ以降、歳入歳出決算書をおつけしておりますが、本決算につきましては収入済額1,818万817円、支出済額1,818万817円同額であり、歳入差引残額が0円であります。

なお、本特別会計は、平成25年度に最終処分場用地の取得に際し設置した会計であります。用地取得に際し、公共用地先行取得事業債を総額1億4,050万円借り入れております。

本会計の令和5年度予算につきましては、歳入歳出それぞれ1,818万2,000円を計上しております。

内容としましては、歳入において、他会計、一般会計から1,818万2,000円を繰入れし、歳出において公債費の元利償還金に全額充当し、予算を執行するためのものであります。

なお、本特別会計の償還は令和5年度で完済しております。

以上であります。

○議長（銘苅哲次）

これで認定第2号の説明を終わります。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

討論なしと認めます。

これより、認定第2号、令和5年度南部広域行政組合公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されることに決定されました。

休憩します。

（休憩：11時20分）

（再開：11時25分）

---

◎日程第12、認定第3号 上程、質疑、討論、採決

○議長（銘苅哲次）

日程第12、認定第3号、令和5年度南部広域行政組合糸豊環境衛生事業特別会計歳入歳出決算の認定について議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

糸豊環境衛生課長。

○糸豊環境衛生課長（喜友名等）

認定第3号、令和5年度南部広域行政組合糸豊環境衛生事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

令和5年度南部広域行政組合糸豊環境衛生事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員

員の意見を添えて認定に付する。

令和6年10月30日提出。南部広域行政組合理事長古謝景春。

提案理由。地方自治法第233条第3項の規定に基づき本案を提案する。

説明については資料3でもって御説明いたします。

資料3、令和5年度糸豊環境衛生事業特別会計決算概要。

実質収支。

- 1、歳入総額13億2,451万2,480円。
- 2、歳出総額12億7,921万7,729円。
- 3、歳入歳出差引額4,529万4,751円。
- 4、翌年度へ繰り越すべき財源0。
- 5、実質収支額4,529万4,751円。

続いて、歳入。

- 1款、分担金及び負担金、収入済額10億2,009万5,000円、比較0。
- 2款、使用料及び手数料、1億7,816万5,761円、比較295万5,761円の増。
- 4款、財産収入、収入済額1,200円、比較100円の増。
- 5款、繰入金、収入済額0、比較1,000万円の減。
- 6款、繰越金、2,852万9,951円、比較1,049円の減。
- 7款、諸収入、収入済額9,772万668円、比較396万5,668円。

歳入合計、収入済額13億2,451万2,480円、比較307万9,520円の減。

3. 歳出。

- 1款、衛生費、支出済額10億9,513万6,677円、比較2,086万6,323円。

主なものとして、3目塵芥処理費、支出済額9億4,337万5,684円、比較1,911万5,316円。

主な理由として、光熱水費の減でございます。

- 2款、公債費、支出済額1億8,408万1,052円、比較1,948円。
- 3款、予備費、支出済額0、比較2,750万6,000円。

歳出合計、支出済額12億7,921万7,729円、比較4,837万4,271円。

次のページ御覧ください。

次のページは、令和5年度基金現在高となっております。

説明以上です。

#### ○議長（銘苅哲次）

これで認定第3号の説明を終わります。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

4番、新垣繁人議員。

#### ④議員（新垣繁人）

すみません、1点だけです。

ページ、8ページのほうの基金なんですけれども、今、糸豊環境衛生事業基金として令和5年度決算終了時点での基金残高が1点と。

あと一点は、これから新炉建設ですとか最終処分場、先ほど御説明あったように建設していく中で、今、糸満市、豊見城市からの負担金を今受けて運営をしているじゃないですか。

実際、糸豊としてもその新炉建設とか最終処分場に向けての基金があるのか、そういった計画を糸満市、豊見城市と実際調整されているのか教えてください。

#### ○議長（銘苅哲次）

糸豊環境衛生課長。

#### ○糸豊環境衛生課長（喜友名等）

先ほどの御質問について御説明いたします。

まず、基金の現在高のほうなんですけど、先ほどの資料3の裏のページの本年度現在高が7,934万2,525円となっております。

この基金についてはですね、年度で繰入金として一部、令和6年度でありますと1,000万を繰り入れしております。

その残りの部分については、使途については、今、市町村と協議中ではありますが、将来的には

今ある施設は、新炉が供用開始された後については解体をしなければならないということに直面いたします。そのことに関しては、これから残り 12 年から 13 年ありますので、市町村、構成市と調整してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（銘苅哲次）

4 番、新垣繁人議員。

④議員（新垣繁人）

大変失礼しました。基金残高、次のページにありましたので、失礼しました。

これもちょっと質問ではないんですけども、やはりこれから新炉建設もそうですし、最終処分場も考えていかないといけないと。

糸豊自体の更新とかっていう議論も今から出てくると思いますので、これから毎月といたしますか、糸満市、豊見城市のほうではそういった話も糸豊からどんどん仕掛けていただいでですね。それぞれ糸満市、豊見城の、それぞれが今非常に厳しいはずなんです。

豊見城の状況としても、この新炉建設に向けた基金を、そこら辺をみんなで、もうそろそろ意識していただければと思いますのでよろしくお願いします。

以上です。

○議長（銘苅哲次）

新炉建設準備室長。

○新炉建設準備室長（知念正樹）

お答えします。

今、新炉に向けての基金というのは、これまで構成 6 市町ございます。それで、新炉の負担金割合を取って基金を積み立てております。ですが、まだ大きい事業をしてませんので、まだ 600 万程度の基金残高しかございません。

ただし、今後ですね、数十億等の負担金が必要になってまいりますので、一応今年度、次年度にかけてですね、負担金の平準化を考えております。

それを構成市町と協議しまして、十何年スパンの負担金の凸凹ありますので、それを平準化して基金に積み上げていこうというふうな計画を考えておりますので、今後の協議となってまいります。

以上です。

○議長（銘苅哲次）

ほか、質疑はございませんか。

休憩します。

（休憩：11 時 34 分）

（休憩：11 時 35 分）

○議長（銘苅哲次）

再開します。

新炉建設準備室長。

○新炉建設準備室長（知念正樹）

失礼しました。

今、糸豊ということなんですけど、我々、新炉建設事業での基金の積立てでございます。ですので、一般会計で積み立ててまいります。

構成 6 市町で積み立ててまいります。

○議長（銘苅哲次）

ほか質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

討論なしと認めます。

これより認定第3号、令和5年度南部広域行政組合糸豊環境衛生事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(銘苅哲次)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決定されました。

---

#### ◎日程第13、認定第4号 上程、質疑、討論、採決

○議長(銘苅哲次)

日程第13、認定第4号、令和5年度南部広域行政組合東部環境衛生事業特別会計歳入歳出決算の認定について議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

東部環境衛生課長。

○東部環境衛生課長(安里勉)

それでは御説明申し上げます。

認定第4号、令和5年度南部広域行政組合東部環境衛生事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

令和5年度南部広域行政組合東部環境衛生事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を添えて認定に付する。

令和6年10月30日提出。南部広域行政組合理事長古謝景春。

提案理由。地方自治法第233条第3項の規定に基づき本案を提案する。

内容につきましては、決算書15ページの次のページ、資料4で読み上げて御説明を申し上げます。

令和5年度東部環境衛生事業特別会計決算概要。

1. 実質収支。

歳入総額9億6,882万6,518円。

2、歳出総額9億3,692万8,960円。

3、歳入歳出差引額3,189万7,558円。

4、翌年度へ繰り越すべき財源0。

5、実質収支額3,189万7,558円。

続きまして、歳入。

1款、分担金及び負担金、収入済額5億5,097万3,000円、比較0。

2款、使用料及び手数料、収入済額1億4,062万1,204円、比較517万4,204円の増。

3款、国庫支出金、収入済額8,393万5,000円ちょうど、比較0。

4款、財産収入、収入済額18万7,524円、比較1万3,524円の増。

5款、繰入金、収入済額3,038万405円、比較5,751万6,595円の減。

6款、繰越金、収入済額4,968万5,426円、比較1,574円の減。

7款、諸収入、収入済額984万3,959円、比較183万8,959円の増。

8款、組合債、収入済額1億320万、比較10万円の減。

歳入合計、予算現額10億1,941万8,000円、収入済額9億6,882万6,518円、比較5,059万1,482円の減。

続きまして、歳出。

1款、衛生費、支出済額8億2,164万9,962円、比較5,590万4,038円。

2款、公債費、支出済額1億1,527万8,998円、比較2,002円。

3款、予備費、支出済額0、比較2,658万3,000円。

歳出合計、予算現額10億1,941万8,000円、支出済額9億3,692万8,960円、比較8,248万9,040円。

次のページに、令和5年度基金現在高をおつけしております。

以上です。

○議長(銘苅哲次)

これで認定第4号の説明を終わります。  
これから質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(銘苅哲次)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(銘苅哲次)

討論なしと認めます。  
これより、認定第4号、令和5年度南部広域行政組合東部環境衛生事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。  
本案は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(銘苅哲次)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決定されました。

---

◎日程第14、認定第5号 上程、質疑、討論、採決

○議長(銘苅哲次)

日程第14、認定第5号、令和5年度南部広域行政組合島尻環境衛生事業特別会計歳入歳出決算の認定について議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

島尻環境衛生課長。

○島尻環境衛生課長(島袋盛一)

認定第5号、令和5年度南部広域行政組合島尻環境衛生事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

令和5年度南部広域行政組合島尻環境衛生事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を添えて認定に付する。

令和6年10月30日提出。南部広域行政組合理事長古謝景春。

提案理由。

地方自治法第233条第3項の規定に基づき本案を提案する。

説明につきましては、資料5にて説明いたします。

資料5、令和5年度島尻環境衛生事業特別会計決算概要。

1. 実質収支。

1、歳入総額2億7,885万9,780円。

2、歳出総額2億7,204万8,119円。

3、歳入歳出差引額681万1,661円。

4、翌年度へ繰り越すべき財源0。

5、実質収支額681万1,661円。

2. 歳入。

1款、分担金及び負担金、収入済額2億2,776万6,000円、比較0。

2款、使用料及び手数料、収入済額994万4,324円、比較142万2,324円。

5款、繰入金、収入済額123万2,000円、比較907万5,000円の減。

6款、繰越金、収入済額1,362万4,184円、比較816円減。

7款、諸収入、収入済額2,629万3,272円、比較357万6,272円。

歳入合計、予算現額2億8,293万7,000円、収入済額2億7,885万9,780円、比較407万7,220円の減。

続きまして、歳出。

1款、衛生費、支出済額2億4,990万4,677円、比較211万8,323円。

2款、公債費、支出済額2,214万3,442円、比較2,558円。

3款、予備費、支出済額0、比較876万8,000円。  
歳出合計、予算現額2億8,293万7,000円、支出済額2億7,204万8,119円、比較1,088万8,881円。

次のページに令和5年度基金現在高をおつけしております。

以上であります。

○議長（銘苅哲次）

これで認定第5号の説明を終わります。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

討論なしと認めます。

これより、認定第5号、令和5年度南部広域行政組合島尻環境衛生事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決定されました。

---

◎日程第15、議案第14号 上程、質疑、討論、採決

○議長（銘苅哲次）

日程第15、議案第14号、令和6年度南部広域行政組合一般会計補正予算（第1号）について議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

会計課長。

○会計課長（宮里紀子）

議案第14号につきまして、御説明いたします。

令和6年度一般会計補正予算（第1号）（案）の1ページをお願いします。

議案第14号 令和6年度南部広域行政組合一般会計補正予算（第1号）。

令和6年度南部広域行政組合一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,798万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億2,941万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2条 債務負担行為」による。

令和6年10月30日提出。南部広域行政組合理事長古謝景春。

次の、資料6の令和6年度一般会計補正予算（第1号）概要のほうで御説明いたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入。

4款繰入金、補正額186万9,000円の増。主な理由は、財政調整基金繰入でございます。

5款繰越金、補正額1,611万3,000円の増。主な理由は、令和5年度決算剰余金でございます。

歳入合計、補正額1,798万2,000円の増でございます。

歳出。

2 款総務費、1 項総務管理費、補正額 1,611 万 3,000 円の増。主な理由は、令和 5 年度決算剰余金積立てによる増でございます。

3 款衛生費、2 項最終処分場費、補正額 63 万 2,000 円の増。主な理由は、人件費の増。

4 款教育費、2 項教育研究所費、補正額 186 万 9,000 円の増。主な理由は、人件費の増。

6 款予備費、補正額 63 万 2,000 円の減。最終処分場の人件費の減でございます。

歳出合計、補正額 1,798 万 2,000 円の増となっております。

第 2 表、債務負担行為。

事項、電話機リース。期間、令和 7 年度から令和 13 年度。限度額 328 万 3,000 円。

次の 2 ページに令和 6 年度事業別歳入補正予算（第 1 号）、3 ページに令和 6 年度事業別歳出補正予算（第 1 号）、4 ページに令和 6 年度事業別基金現在高（予算ベース）を添付しております。

以上でございます。

○議長（銘苅哲次）

これで議案第 14 号の説明を終わります。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

討論なしと認めます。

これより、議案第 14 号 令和 6 年度南部広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号）について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第 16、議案第 15 号 上程、質疑、討論、採決

○議長（銘苅哲次）

日程第 16、議案第 15 号、令和 6 年度南部広域行政組合糸豊環境衛生事業特別会計補正予算（第 1 号）について議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

糸豊環境衛生課長。

○糸豊環境衛生課長（喜友名等）

ちょっと休憩をお願いします。

○議長（銘苅哲次）

休憩します。

（休憩：11 時 52 分）

（再開：11 時 53 分）

○糸豊環境衛生課長（喜友名等）

糸豊環境衛生事業特別会計補正予算は、差し替え資料となっておりますので、よろしく願いいたします。

再開をお願いします。

○議長（銘苅哲次）

再開します。

○糸豊環境衛生課長（喜友名等）

議案第 15 号、令和 6 年度南部広域行政組合糸豊環境衛生事業特別会計補正予算（第 1 号）。

令和 6 年度南部広域行政組合糸豊環境衛生事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定める



ところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9億3,859万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億2,171万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和6年10月30日提出。南部広域行政組合理事長古謝景春。

詳細につきましては、資料7でもって御説明いたします。

資料7、令和6年度糸豊環境衛生事業特別会計補正予算(第1号)概要。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入。

3款、国庫支出金、補正額4億3,800万円。備考、国庫補助金の増でございます。

6款、繰越金、補正額4,529万3,000円。主な理由として、令和5年度決算剰余金でございます。

7款、諸収入、補正額1,700万1,000円。主な理由としまして、溶融メタル売却代金の増。

8款、組合債、補正額4億3,830万円。主な理由として、ごみ処理施設更新事業債の増でございます。

歳入合計、補正額9億3,859万4,000円、合計27億2,171万円。

歳出。

1款、衛生費、補正額9億1,859万4,000円。

2目、基金費、補正額2,264万8,000円。主な理由として、令和5年度決算剰余金積立による増でございます。

3目、塵芥処理費、補正額8億9,402万1,000円。主な理由として、工事請負費の増。

3款、予備費、補正額2,000万円。

歳出合計、補正額9億3,859万4,000円、計27億2,171万円。

第2表、地方債の補正。

変更。

起債の目的、一般廃棄物処理事業。限度額3億8,790万円。起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率、年5%以内。償還の方法、借入先の融資の条件による。ただし、組合の財政その他の都合により、繰上償還をなし、又は低利債に借換えすることができる。補正後、限度額、8億2,620万円。

次のページ御覧ください。

次のページ、令和6年度基金現在高(予算ベース)となっております。

以上でございます。

○議長(銘苅哲次)

これで議案第15号の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

3番、瀬長宏議員。

③議員(瀬長宏)

補正予算書の8ページで、工事請負費の基幹的設備改良工事で8億7,600万なんです。

これまで糸豊については2022年から24年の間に、計画としては基幹改良を40億見込みで計画をしていると。

これは供用からもう27年目のものですから、大きな事業費になるというのは当然予測できるんですが、今回は基幹的という言い方をして、本格的な基幹改良ではないというふうな工事になっているのかなと思うんですが、東部も平成18年、22億かけて。その前に、7年ぐらい前に5億ぐらいかけて一部基幹改良的なことやって、また平成18年に22億かけて本格的な基幹改良。

今年度も東部については5億7,000万ぐらい一定の改良工事が入っているんですが、これは一部工事なのか、基本的に言うと全面改良という形になるのか、それで何年ぐらいもつという話な

のか。それは当然お金のかけかたによっては10年以上十分活用できるような改良もできるんですが、また途中から改良事業を入れる予定で、こういう補正予算になったのか。そこはどうなんですか。

○議長（銘苅哲次）

糸豊環境衛生課長。

○糸豊環境衛生課長（喜友名等）

まずですね、基幹的設備改良事業というのは、事業の内容として、CO<sub>2</sub>の排出を抑制できる事業という部分になっております。

この事業についてはですね、糸豊について、令和6年度から7年度までの間で、事業費ベースでまず令和6年5,700万が今年度、当初に内示された金額で、次年度計画は、15億3,000万の金額でありました。

今回の事業については、循環型社会形成推進交付金が沖縄県に交付される見込額を15億円に達すると、令和7年度についてですが。

先ほどの全協でもあったとおり、毎年12億程度しか県の予算はないので、その超過した分を本年度で、もともと計画してる2年事業を令和6年度分で前倒しする事業ができないかということでは県から相談がありまして、今回前倒しで8億余りの補正を行っております。

それと、令和19年度までの間に、私たち糸豊としては全改修をするとなると今計画している予算計画では賄えないという状況がある中で、今、令和19年に新炉建設が供用開始されます。その間、施設を滞りなくごみ処理ができるような改良工事で計画を進めているところであります。

以上です。

○議長（銘苅哲次）

3番、瀬長宏議員。

③議員（瀬長宏）

糸豊であれば、2炉、100トン100トンがあるんで、県の予算の確保でいろいろと困難であれば、じゃあ1炉をまず今年度である程度の基幹改良を入れる。一、二年後に、もう一度本格的に改良入れる。

そういうふうにするのか、それとも、ある程度もたすために、2炉、一気に予算かけて、8億かけて一部の改良をするということなのか。

私が考えるには、できるだけ本格的に改良しないとたないと思うんですね。また途中、大きな改良事業に一部改良ということで金をかけざるを得ないということが発生すると思うんですが、1炉ずつ分けて年度ごとにやるってことは検討されたのか。

○議長（銘苅哲次）

糸豊環境衛生課長。

○糸豊環境衛生課長（喜友名等）

1炉ずつ休炉して整備をするのか、それとも外部にごみを委託して長期的に炉を休ませて改修するのかということに関しては、外部に委託させた場合には相当額の委託費用が発生するので、私たち組合としては片炉ずつ、今あるごみの処理を行いながら、令和6年から10年の間で片炉ずつ処理して運転をしながら。場合によっては、一次的に那覇、南風原に依頼をする可能性はあるんですが、片炉ずつ整備をする予定で協議してまいりました。

その件に関しては構成市とも協議を行っておりますので、そういう方向で進めております。

○議長（銘苅哲次）

ほか質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

討論なしと認めます。

これより、議案第15号、令和6年度南部広域行政組合糸豊環境衛生事業特別会計補正予算（第

1号)について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(銘荊哲次)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第17、議案第16号 上程、質疑、討論、採決

○議長(銘荊哲次)

日程第17、議案第16号、令和6年度南部広域行政組合東部環境衛生事業特別会計補正予算(第1号)について議題といたします。

本件について、提案の理由の説明を求めます。

東部環境衛生課長。

○東部環境衛生課長(安里勉)

それでは御説明申し上げます。

議案第16号、令和6年度南部広域行政組合東部環境衛生事業特別会計補正予算(第1号)。

令和6年度南部広域行政組合東部環境衛生事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,575万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億9,873万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和6年10月30日提出。南部広域行政組合理事長古謝景春。

内容につきましては、資料8を読み上げて御説明申し上げます。

令和6年度東部環境衛生事業特別会計補正予算(第1号)概要。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入。

3款、国庫支出金、補正額1億1,693万円。主な理由、ごみ処理施設整備工事に伴う増となっております。

5款、繰入金、補正額1,173万円。主な理由として、基金繰入金の増となっております。

6款、繰越金、補正額3,189万7,000円。主な理由、令和5年度決算剰余金となっております。

8款、組合債、補正額1億520万。主な理由、ごみ処理施設整備工事に伴う増となっております。

歳入合計、補正額2億6,575万7,000円。

続きまして、歳出。

1款、2目、基金費、補正額3,189万7,000円。主な理由、令和5年度決算剰余金積立による増となっております。

5目、ごみ処理施設整備費、補正額2億3,386万円。主な理由、施設整備工事の増。

歳出合計、補正額2億6,575万7,000円。

続きまして、第2表地方債補正。

変更。

起債の目的、一般廃棄物処理事業。補正前、限度額2億5,640万。起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率、年5%以内。償還の方法、借入先の融資条件による。ただし、組合財政その他の都合により、繰上償還をなし、又は低利債に借換えすることができる。補正後、限度額、3億6,160万円。

次のページに、令和6年度基金現在高(予算ベース)をおつけしております。

以上です。

○議長(銘荊哲次)

これで議案第16号の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(銘苅哲次)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(銘苅哲次)

討論なしと認めます。

これより、議案第16号、令和6年度南部広域行政組合東部環境衛生事業特別会計補正予算(第1号)について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(銘苅哲次)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩します。

(休憩:12時09分)

(再開:12時09分)

○議長(銘苅哲次)

再開します。

---

#### ◎日程第18、議案第17号 上程、質疑、討論、採決

○議長(銘苅哲次)

日程第18、議案第17号、令和6年度南部広域行政組合島尻環境衛生事業特別会計補正予算(第1号)について議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○島尻環境衛生課長(島袋盛一)

議案第17号、令和6年度南部広域行政組合島尻環境衛生事業特別会計補正予算(第1号)。

令和6年度南部広域行政組合島尻環境衛生事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ681万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億1,583万5,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為)

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和6年10月30日提出。南部広域行政組合理事長古謝景春。

説明につきましては、資料9にて説明いたします。

資料9、令和6年度島尻環境衛生事業特別会計補正予算(第1号)概要。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入。

6款、繰越金、補正額681万1,000円。主な理由、令和5年度決算剰余金。

歳入合計、補正額681万1,000円。

歳出。

1款、衛生費、2目基金費、補正額681万1,000円。主な理由、令和5年度決算剰余金積立による増。

歳出合計、補正額681万1,000円。

第2表、債務負担行為。

事項、清澄苑進入道路敷地賃借料。期間、令和7年度から令和10年度。限度額40万円。  
次のページに令和6年度基金現在高（予算ベース）をおつけしております。

以上であります。

○議長（銘苅哲次）

これで議案第17号の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

討論なしと認めます。

これより、議案第17号、令和6年度南部広域行政組合島尻環境衛生事業特別会計補正予算（第1号）について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第19、議案第18号 上程、質疑、討論、採決

○議長（銘苅哲次）

日程第19、議案第18号、工事請負契約の締結について議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

東部環境衛生課長。

○東部環境衛生課長（安里勉）

それでは御説明申し上げます。

議案第18号、工事請負契約の締結について。

令和6年度東部環境美化センター基幹的設備改造工事について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

1、契約の目的、令和6年度東部環境美化センター基幹的設備改造工事。

2、工事場所、東部環境美化センター。

3、契約方法、制限付一般競争入札。

4、契約の金額、5億50万。

5、契約の相手方、株式会社川崎技研。福岡県福岡市南区向野1丁目22番11号。

令和6年10月30日。南部広域行政組合理事長古謝景春。

提案理由。令和6年度東部環境美化センター基幹的設備改造工事の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を必要とする。これがこの議案を提出する理由である。

内容につきましては、次のページに資料10で工事請負契約のコピーをおつけしております。

工事概要としまして、資料11、ページ1ページですね。

読み上げます。

工事概要。

工事名称、令和6年度東部環境美化センター基幹的設備改造工事。

2、工事完了期限、令和7年3月7日。

3、工事内容。

1) 燃焼設備。1号後燃焼室ホッパーシュート更新。

2) 排ガス処理設備。1号バグフィルター本体更新。

3) 通風設備。1号減温塔入口排ガスダクト、1号バグフィルター入口排ガスダクト更新。

4) 排出し設備。1号焼却灰コンベヤ、No. 1、No. 2主灰出しコンベヤ更新。  
この設備の場所は、次のA3のフローシート、こちらに色づけされている箇所を工事の契約の内容となっております。

その3ページ以降は、このフローシート、色のついている設備の詳細図となっております。  
以上です。

○議長（銘苅哲次）

これで議案第18号の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

討論なしと認めます。

これより、議案第18号 工事請負契約の締結について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第20、同意第4号 上程、質疑、討論、採決

○議長（銘苅哲次）

日程第20、同意第4号、南部広域行政組合教育委員会委員の任命について議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（仲間智紀）

同意第4号、南部広域行政組合教育委員会教育委員の任命について。

教育委員会教育委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、同意を求める。

氏名、赤嶺美奈子。

職業は、豊見城市教育長。

任期は、令和6年10月31日から令和8年4月5日まで。前教育委員の残任期間でございます。

令和6年10月30日提出。南部広域行政組合理事長古謝景春。

提案理由。瀬長盛光委員（前豊見城市教育長）が令和6年6月30日付で辞任したことに伴い、その後任を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を得る必要がある。これが、議案を提出する理由でございます。

次のページに略歴書がございます。御覧ください。

なお、任命に当たりましては島尻市町村教育町会へ依頼をして推薦をいただいております。

以上で説明終わります。

○議長（銘苅哲次）

これで同意第4号の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長（銘苺哲次）

討論なしと認めます。

これより、同意第4号 南部広域行政組合教育委員会委員の任命について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（銘苺哲次）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議決事件の字句及び数字等の整理

○議長（銘苺哲次）

以上で本日の議案審議については終了いたしますが、議決事件の条項、字句及び数字等の整理についてお諮りいたします。

本定例会において議案が議決されましたが、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（銘苺哲次）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

暫時休憩します。

(休憩：12時20分)

(再開：12時20分)

---

◎閉会

○議長（銘苺哲次）

再開します。

以上で本日の日程は全て終了しました。

これにて令和6年第3回南部広域行政組合議会定例会を閉会します。

(閉会時刻：12時21分)

会議録署名

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長	銘 荆 哲 次
8 番	新 垣 正 春
11 番	大 城 勇 太